

海外（英・豪・NZ）における社会資本ストック評価の実態と我が国との相違に関する考察

国土交通省 国土技術政策総合研究所 正会員 ○竹内 恭一

国土交通省 国土技術政策総合研究所 正会員 溝口 宏樹

国土交通省 国土技術政策総合研究所 正会員 荒井 俊之

1. はじめに

我が国の社会資本整備においては、人口の減少、財政の制約、ストックの大量更新時期の到来などが考えられる中で、一層のアカウントビリティ向上と効率的なインフラ管理が求められている。海外の先進諸国では、社会資本ストックの評価を公会計に取り込み、財務的なアカウントビリティの確保や行政活動のマネジメントへ活用している。

そこで本研究では、行政改革の先進国であるイギリス、オーストラリア、ニュージーランドについて、社会資本ストックの評価を公会計に取り込む意義や活用実態、具体的な評価手法や減耗認識方法、公会計とアセットマネジメントの連動状況などについて調査を行い、日本において社会資本のマネジメント手法を検討する際の課題等を明らかにする。調査は、2003 年 10 月に表－1 に示す機関へのヒアリング、既存の資料・文献等により行った。

表-1 調査訪問機関

国	機関
英国	Highway Agency（道路庁）
	Inter Route（道路維持管理会社）
豪州	Department of Transport and Regional Services（交通・地域サービス省）
	NSW Roads and Traffic Authority（RTA） （NSW 州道路交通局）
	NSW Treasury（NSW 州財務省）
NZ	Treasury（財務省）
	Transit NZ（道路庁）
	Transfund NZ（道路予算庁）

※NEW New South Wales

表-2 に本調査結果の概要を示す。

2. 社会資本ストックを評価する意義・活用実態

我が国の公会計は、財務的なアカウントビリティが重視されており、行政活動のマネジメントへの活用はあまりなされていない。一方、対象とした3ヶ国の公会計は、会計情報を単にアカウントビリティのためだけに利用するのではなく、実際の財務管理や行政サービスの効率化に活用することを大きな目的としている。ヒアリングによると、英国では、政府が管理責任を有する社会資本ストック、公共投資の大きさを国民に知らせるアカウントビリティを意義としてあげており、財務会計的役割も重要であると認識していることが分かる。豪州とNZの道路部局が共同で設立した Austroads では、財政やアセットマネジメントを担当する職員等の間での、マネジメント計画立案や予算組みの過程でのより効率的なコミュニケーションの促進や、その共通言語となることを意義として挙げている。豪州の RTA では州の道路省への予算確保の説明への活用、NZでは資産を効率的に管理するためのインセンティブの向上など、行政活動のマネジメントへの活用もなされている。

表-2 調査対象国における公会計の概要

		日本	英国	豪州	NZ
公会計の目的	財務的なアカウントビリティ確保	○	○	○	○
	行政活動のマネジメントへの活用		○	○	○
評価方法	取得原価	○*			
	再調達価額		○	○	○
減耗認識方法	減価償却（定額法）	○*	○	○	○
	更新会計		○		
公会計とアセットマネジメントのデータ	連動している		○	○	○
	連動していない	○			

※自治体等で任意に作成しているバランスシートにおける扱い

注) 地方や主体等により扱いが異なる場合がある

あると認識していることが分かる。豪州とNZの道路部局が共同で設立した Austroads では、財政やアセットマネジメントを担当する職員等の間での、マネジメント計画立案や予算組みの過程でのより効率的なコミュニケーションの促進や、その共通言語となることを意義として挙げている。豪州の RTA では州の道路省への予算確保の説明への活用、NZでは資産を効率的に管理するためのインセンティブの向上など、行政活動のマネジメントへの活用もなされている。

3. 社会資本ストックの評価方法

社会資本ストックのうち道路資産は、英国の中央政府では償却後再調達価額にて、一部の地方政府では取得原価にて評価されており、現在政府全体の統一的な会計の導入に向けて研究会が設置されたところである。豪州やNZでは、時価評価に基づく公正価値法により、償却後再調達価額で評価されている。資産の再評価は、各国とも5年で行っているが、豪州では2002-3 年度からの公正価値法の適用に伴い、今後は3年に1度再評価を行うとしている。NZでは全国を14の地域に分け、毎年3地域を評価し、少なくとも5年に1度資産の

キーワード 公会計、資産評価、再調達価額、減価償却、耐用年数

連絡先 総合技術政策研究センター 建設システム課 茨城県つくば市旭 1 Tel:029-864-2677

再評価が行われるようにされている。

道路の再調達価額は、各国とも最近の実勢価格に基づき算出している。英国では、発注時の入札レベルの価格を建設・管理を委託しているコンサルタントが再見積して算出しており、豪州では入札価格をもとに、NZでは最近の標準規模のプロジェクトの単価を反映させ算出している。

日本においては、総務省（旧自治省）により示された「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」¹⁾では、実際に投下した税等の資金の運用形態を表すことを目的すると、取得原価で評価するとの考え方を示している。また、日本会計士協会から2003年2月に出された「公会計原則（試案）」²⁾では、再調達価額などの時価により評価し、将来の当該資産の取替更新に要する情報を提供すべきとしている。このように、社会資本ストックの評価は、その目的に応じて評価方法を検討する必要があると考えられる。

4. インフラ資産の減耗認識方法

英国では、道路資産の減耗認識方法として、維持管理を行えば半永久的に存在する資産（舗装等）については更新会計、一定期間後に架け替え等が必要である資産（橋梁、擁壁等）については定額法の減価償却、減耗をしない資産（土地、土工、下層路盤等）については非減価償却と分類している。更新会計を採用している理由として、所要の機能を維持するためのコストが把握できることなどを挙げている。豪州のNSW州では、2000年1月まで更新会計を採用していたが、減耗認識基準の統一化を図るためにオーストラリア会計審議会が出した基準に基づき、定額法の減価償却に変更している。NZにおいても定額法の減価償却を採用している。一方で、豪州とNZのエンジニアの中には、更新会計の方が資産の状態を的確に表しているという意見もあった。

資産の耐用年数は、各国とも技術的判断に基づき設定している。英国ではHighway Agencyが各道路構造物の建設方法・投資額を踏まえ、設計年数に基づいて決定している。豪州では、国の基準等はなく、RTAが実際の道路管理を行った経験に基づき決定している。なお、現在再評価が行われていない耐用年数についても、資産価額と同様に再評価をする方向で検討されている。NZでは、非減価償却資産（土地、土工、トンネル、下層路盤）や資産の耐用年数などは、各資産管理者により実際のこれまでの経験から設定されている。

日本の総務省の報告書¹⁾では減耗認識は、減価償却が用いられている。一方、公会計原則（試案）²⁾では、インフラ資産のサービス提供能力の減少態様の多様性のため、更新会計によることも認められると示している。また、耐用年数は、企業会計に用いられる税法上の耐用年数をもとに算出されており、公会計においては確立された耐用年数がない。一方、海外では、これまでの経験など技術的判断に基づき、資産の実態により合致する耐用年数を設定しており、日本においても、海外の設定事例も参考とし、より実態に合致した施設ごとの耐用年数を設定していくことが重要であると考えられる。

5. 公会計とアセットマネジメントの連動状況

各国とも、公会計の資産評価に用いるデータと、アセットマネジメントにおけるデータは一部連動しているが、公会計における資産評価値はこれまでのところ維持管理計画に反映されている状況ではない。しかし、英国でのヒアリングによると、資産評価を維持管理計画に反映すべきであり、将来的な連動に向けシステムを検討中とのことである。

日本では、公会計における社会資本ストックの評価を行うことを前提としたデータ整備は行われていないが、アセットマネジメントなどでの今後のデータ整備においては、社会資本ストック評価を念頭に置いたデータ整備が進められるよう、検討を行う必要があると考えられる。

6. まとめ

日本における社会資本のマネジメント手法を検討する上で、参考となる海外の先事例を本調査にて確認することができた。今後さらに、社会資本のマネジメント手法の充実を図っていくことが重要であり、これらをもとにして、一層のアカウンタビリティ向上や効率的なインフラ管理が行われることを期待する。

〈参考資料〉 1) 地方公共団体の総合的な財務分析に関する調査研究会報告書 2000年3月、2001年3月 総務省（旧自治省）
2) 公会計原則（試案） 2003年2月 日本公認会計士協会